

# 新潟県柏崎市景観条例施行規則

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 景観計画の策定等（第 3 条・第 4 条）
- 第 3 章 行為の規制等（第 5 条－第 16 条）
- 第 4 章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第 17 条－第 27 条）
- 第 5 章 景観形成団体（第 28 条－第 31 条）
- 第 6 章 景観協定（第 32 条－第 34 条）
- 第 7 章 景観整備機構（第 35 条・第 36 条）
- 第 8 章 表彰（第 37 条）
- 第 9 章 景観審議会（第 38 条－第 41 条）
- 第 10 章 雑則（第 42 条）

## 附則

### 第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）及び新潟県柏崎市景観条例（平成 28 年条例第 34 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（工作物）

第 2 条 条例第 2 条第 1 項に規定する規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 太陽光発電設備、風力発電設備その他これらに類する再生可能エネルギー発電設備
- (2) 煙突
- (3) 電波塔、広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (4) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（架空電線路用のもの、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 17 号に規定する電気事業者の保安通信設備用のもの及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者の電気通信用のものにあって

は、地盤面からの高さが15メートル以上のもの)

- (5) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (6) 石油類、ガス類、穀物、飼料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設
- (7) クラッシャープラント、コンクリートプラント、アスファルトプラントその他の製造施設
- (8) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- (9) 立体駐車場
- (10) 擁壁及び垣（生垣を除く。）
- (11) 門、塀及び柵（カザテを含む。）
- (12) ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、飛行塔その他の遊戯施設
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの

## 第2章 景観計画の策定等

（住民等による提案）

第3条 景観行政団体及び景観計画に関する省令（平成16年農林水産省・国土交通省・環境省令第1号。以下「景観計画省令」という。）第4条に規定する提案書は、景観計画提案書（別記第1号様式）とする。

2 前項に規定する提案書には、景観計画省令第4条各号に掲げるもののほか、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 景観計画省令第4条第1号に規定する景観計画の素案の対象となる土地の区域（以下「計画提案区域」という。）を示す図面で縮尺2,500分の1以上のもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 景観計画省令第4条第1号に規定する景観計画の素案には、法第8条第2項各号及び第3項に掲げるもののほか、次に掲げる内容を記載するものとする。

- (1) 計画提案区域の概況
- (2) 計画提案区域に係る届出の対象となる行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

4 景観計画省令第4条第2号に規定する書類は、景観計画提案同意

書（別記第2号様式）とし、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 計画提案区域の地籍図
- (2) 計画提案区域の土地所有者等の一覧表
- (3) 計画提案区域の土地の登記事項証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合にとるべき措置）

第4条 法第14条第1項の規定による通知は、景観計画提案不採用通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

### 第3章 行為の規制等

（景観計画区域内における行為の届出等）

第5条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「施行省令」という。）第1条第1項に規定する届出書は、景観計画区域内における行為の届出書（別記第4号様式）とする。

2 法第16条第2項の規定による変更の届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書（別記第5号様式）により行うものとする。

3 前項に規定する変更届出書には、施行省令第1条第2項各号に掲げる図書を添付するものとする。

4 条例第9条第1号及び第2号に規定する行為をする場合にあっては、第1項の届出書及び第2項の変更届出書に、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
- (2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- (3) 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺1000分の1以上のもの

5 条例第13条第2号に規定する景観チェックリストは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 景観チェックリスト（景観計画区域のうち景観形成重点地区以外の区域） 別記第6号様式（その1）
- (2) 景観チェックリスト（景観形成重点地区（椎谷地区）） 別記

第 6 号様式（その 2）

- (3) 景観チェックリスト（景観形成重点地区（荻ノ島地区）） 別記第 6 号様式（その 3）

6 条例別表第 1 及び別表第 2 に規定する重点地区ごとに規則で定めるものは、柏崎市景観計画に定める景観形成重点地区のうち椎谷地区において、第 2 条第 1 1 号に規定する工作物とする。

（事前協議）

第 6 条 条例第 1 4 条第 1 項の規定による事前の協議（以下「事前協議」という。）をしようとする者は、景観計画区域内における行為の事前協議書（別記第 7 号様式）により市長に申し出るものとする。

2 市長は、事前協議が完了したときは、当該事前協議をした者に対し、事前協議結果通知書（別記第 8 号様式）により、その結果を通知するものとする。

（勧告）

第 7 条 法第 1 6 条第 3 項の規定による勧告は、勧告書（別記第 9 号様式）により行うものとする。

（勧告に従わなかった旨の公表）

第 8 条 市長は、条例第 1 9 条の規定による公表（以下「公表」という。）をしようとするときは、当該公表に係る勧告を受けた者に対し、氏名等公表通知書（別記第 1 0 号様式）により通知するものとする。

2 公表は、新潟県柏崎市公告式条例（昭和 2 5 年条例第 2 1 号）に規定する掲示場に掲示する方法その他適当と認められる方法により行うものとする。

（変更等命令）

第 9 条 法第 1 7 条第 1 項の規定による命令は、変更等命令書（別記第 1 1 号様式）により行うものとする。

（原状回復等命令）

第 1 0 条 法第 1 7 条第 5 項の規定による命令は、原状回復等命令書（別記第 1 2 号様式）により行うものとする。

（国の機関又は地方公共団体の行う行為の通知）

第 1 1 条 法第 1 6 条第 5 項の規定による通知は、景観計画区域内に

おける行為の通知書（別記第13号様式）により行うものとする。

2 前項に規定する通知書には、施行省令第1条第2項各号に掲げる図書（条例第9条第1号及び第2号に規定する行為をする場合にあっては、第5条第4項各号に掲げる図書）を添付するものとする。

3 前2項の規定は、第1項の通知書の内容を変更する場合について準用する。

（行為の中止の報告）

第12条 条例第15条の規定による報告は、景観計画区域内における行為の中止届出書（別記第14号様式）により行うものとする。

（変更等命令を行うことができる期間の延長の通知）

第13条 法第17条第4項の規定による通知は、変更等命令の期限の延長についての通知書（別記第15号様式）により行うものとする。

（変更等命令に伴う報告）

第14条 法第17条第7項に規定する報告書は、変更等命令に伴う実施状況報告書（別記第16号様式）とし、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 変更等命令の内容を反映した図面

(2) 措置の実施状況が確認できる写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（原状回復等を行おうとする者及び立入検査等をする者の身分を示す証明書）

第15条 法第17条第8項及び条例第16条第3項に規定する証明書は、身分証明書（別記第17号様式）とする。

（行為の着手の制限期間の短縮）

第16条 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項本文に規定する期間を短縮するときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、行為の着手を制限する期間の短縮についての通知書（別記第18号様式）により通知するものとする。

#### 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

（景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の提案）

第17条 法第20条第1項若しくは第2項又は法第29条第1項若

しくは第2項の規定による提案は、景観重要建造物又は景観重要樹木指定提案書（別記第19号様式）により行うものとする。

2 前項に規定する提案書のうち、景観重要建造物に係る提案書には、施行省令第7条第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 当該敷地内における建造物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
- (2) 提案する建造物と一体となって良好な景観を形成している土地の地籍図
- (3) 提案する建造物の所有者等の一覧表
- (4) 提案する建造物の建物及び土地の登記事項証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 第1項に規定する提案書のうち、景観重要樹木に係る提案書には、施行省令第12条第1項各号又は都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令（平成16年農林水産省・国土交通省令第4号。以下「樹木省令」という。）第2条第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 提案する樹木の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
- (2) 提案する樹木が存在する土地の地籍図
- (3) 提案する樹木の所有者の一覧表
- (4) 提案する樹木が存在する土地の登記事項証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

4 施行省令第7条第1項第3号若しくは施行省令第12条第1項第3号又は樹木省令第2条第1項第3号に規定する書類は、景観重要建造物又は景観重要樹木指定提案（合意・同意）書（別記第20号様式）とする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木として指定しない場合の通知）

第18条 法第20条第3項又は法第29条第3項の規定による通知は、景観重要建造物又は景観重要樹木指定提案不採用通知書（別記第21号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の通知等）

第 19 条 法第 21 条第 1 項又は法第 30 条第 1 項の規定による通知は、景観重要建造物又は景観重要樹木指定通知書（別記第 22 号様式）により行うものとする。

2 法第 21 条第 2 項又は法第 30 条第 2 項に規定する規則で定める標識は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 柏崎市景観重要建造物 別記第 23 号様式

(2) 柏崎市景観重要樹木 別記第 24 号様式

（景観重要建造物又は景観重要樹木の現状変更の許可の申請等）

第 20 条 法第 22 条第 1 項又は法第 31 条第 1 項の許可の申請は、景観重要建造物又は景観重要樹木現状変更許可申請書（別記第 25 号様式）正副 2 通により行うものとする。

2 市長は、前項の規定により申請書が提出された場合において、許可をするときには、景観重要建造物又は景観重要樹木現状変更許可書（別記第 26 号様式）に、前項に規定する申請書の副本を添えて交付するものとする。

3 市長は、法第 22 条第 2 項又は法第 31 条第 2 項の規定により現状変更を許可しない場合は、景観重要建造物又は景観重要樹木現状変更不許可通知書（別記第 27 号様式）に、第 1 項に規定する申請書の副本を添えて交付するものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の現状変更の協議）

第 21 条 法第 22 条第 4 項（法第 31 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）の規定による協議は、景観重要建造物又は景観重要樹木現状変更協議書（別記第 28 号様式）により行うものとする。

2 前項に規定する協議書には、施行省令第 9 条第 2 項各号若しくは施行省令第 14 条第 2 項各号又は樹木省令第 4 条第 2 項各号に掲げる図書を添付するものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の原状回復等の命令）

第 22 条 法第 23 条第 1 項（法第 32 条第 1 項の規定により準用する場合を含む。）の規定による命令は、景観重要建造物又は景観重要樹木原状回復命令書（別記第 29 号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告）

第 2 3 条 法第 2 6 条又は法第 3 4 条の規定による命令は、景観重要建造物又は景観重要樹木管理改善措置命令書（別記第 3 0 号様式）により行うものとする。

2 法第 2 6 条又は法第 3 4 条の規定による勧告は、景観重要建造物又は景観重要樹木管理改善勧告書（別記第 3 1 号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の滅失等の届出）

第 2 4 条 条例第 2 1 条又は条例第 2 3 条の規定による届出は、景観重要建造物又は景観重要樹木（滅失・損傷・枯死）届出書（別記第 3 2 号様式）により行うものとする。

2 前項に規定する届出書のうち、景観重要建造物に係る届出書には、当該景観重要建造物の滅失又は損傷状況を示す図面及び写真を添付するものとする。

3 第 1 項に規定する届出書のうち、景観重要樹木に係る届出書には、当該景観重要樹木の滅失又は損傷状況を示す写真を添付するものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除の通知）

第 2 5 条 法第 2 7 条第 3 項において準用する法第 2 1 条第 1 項又は法第 3 5 条第 3 項において準用する法第 3 0 条第 1 項の規定による通知は、景観重要建造物又は景観重要樹木指定解除通知書（別記第 3 3 号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更の届出）

第 2 6 条 法第 4 3 条の規定による届出は、景観重要建造物又は景観重要樹木所有者変更届出書（別記第 3 4 号様式）により行うものとする。

2 前項に規定する届出書のうち、景観重要建造物に係る届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 所有者の変更に係る土地又は建物の登記事項証明書
- (2) 土地の分筆又は合筆を伴う場合は、地籍図
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 第 1 項に規定する届出書のうち、景観重要樹木に係る届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。



- (1) 所有者の変更に係る土地の登記事項証明書
- (2) 土地の分筆又は合筆を伴う場合は、地籍図
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの  
(景観重要建造物又は景観重要樹木の台帳)

第27条 法第44条に規定する台帳は、景観重要建造物又は景観重要樹木管理台帳（別記第35号様式）とする。

## 第5章 景観形成団体

（景観形成団体の認定の申請等）

第28条 条例第24条第3項の規定による認定を受けようとする団体の代表者は、景観形成団体認定申請書（別記第36号様式）正副2通に、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 団体の規約
- (2) 団体の活動区域を示す図面
- (3) 団体の役員の名氏及び住所を記載した書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに認定の適否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により認定したときは、景観形成団体認定通知書（別記第37号様式）に、第1項に規定する申請書の副本を添えて交付するものとする。

4 市長は、第2項の規定により認定しないことを決定したときは、景観形成団体不認定通知書（別記第38号様式）に、第1項に規定する申請書の副本を添えて交付するものとする。

（景観形成団体の規約の要件）

第29条 条例第24条第1項第4号の規則で定める要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 団体の設立目的
- (2) 団体の名称
- (3) 事務所の所在地
- (4) 活動区域に含まれる町名
- (5) 活動区域の名称
- (6) 活動内容

- (7) 構成員に関する事項
- (8) 役員の数、任期、職務分担及び選任方法に関する事項
- (9) 会議に関する事項
- (10) 会計に関する事項

( 景観形成団体の変更の届出 )

第 30 条 景観形成団体の認定を受けたものが、第 28 条第 1 項に規定する申請書の内容を変更しようとするときは、景観形成団体変更届出書（別記第 39 号様式）に、変更の内容を明らかにする書類を添付して市長に提出するものとする。

( 景観形成団体の認定取消しの通知 )

第 31 条 市長は、条例第 24 条第 4 項の規定により景観形成団体の認定を取り消すときは、景観形成団体認定取消通知書（別記第 40 号様式）により通知するものとする。

## 第 6 章 景観協定

( 景観協定の認可申請 )

第 32 条 法第 81 条第 4 項又は法第 90 条第 1 項の規定による認可を受けようとする者は、景観協定認可申請書（別記第 41 号様式）正副 2 通に、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 法第 81 条第 2 項各号に規定する事項を記載した図書
- (2) 景観協定の土地の区域（以下「景観協定区域」という。）及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
- (3) 法第 81 条第 1 項に規定する土地所有者等の全員の合意によることを証する書類
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項第 3 号に規定する書類は、景観協定合意書（別記第 42 号様式）とし、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 景観協定区域の地籍図
- (2) 景観協定区域の土地所有者等の一覧表
- (3) 景観協定区域の土地の登記事項証明書
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

( 景観協定の変更の認可申請 )

第 3 3 条 法第 8 4 条第 1 項の規定による認可の申請は、景観協定変更認可申請書 ( 別記第 4 3 号様式 ) 正副 2 通に、変更の内容を明らかにする書類を添付して行うものとする。

( 景観協定の廃止の認可申請 )

第 3 4 条 法第 8 8 条第 1 項の規定による認可の申請は、景観協定廃止認可申請書 ( 別記第 4 4 号様式 ) 正副 2 通に、景観協定区域の土地所有者等 ( 当該景観協定の効力が及ばない者を除く。 ) の過半数の合意によることを証する書類のほか、市長が必要と認める図書を添付して行うものとする。

## 第 7 章 景観整備機構

( 景観整備機構の指定の申請 )

第 3 5 条 法第 9 2 条第 1 項の規定による指定を受けようとする者は、景観整備機構指定申請書 ( 別記第 4 5 号様式 ) 正副 2 通に、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 法人の組織及び沿革を記載した書類
- (4) 事業計画書
- (5) 資金計画書
- (6) 法第 9 3 条各号に掲げる業務に関する計画書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

( 景観整備機構の変更の届出 )

第 3 6 条 法第 9 2 条第 3 項の規定による届出は、景観整備機構の名称等変更届出書 ( 別記第 4 6 号様式 ) に、変更の内容を明らかにする書類を添付して行うものとする。

## 第 8 章 表彰

( 表彰 )

第 3 7 条 市長は、景観形成に著しく寄与していると認められる建築物又は工作物等について、その所有者等を表彰することができる。

2 市長は、景観形成に著しく貢献したと認められる活動を行った個人又は団体を表彰することができる。

## 第 9 章 景観審議会

(会長及び副会長)

第 38 条 条例第 27 条第 1 項に規定する柏崎市景観審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 39 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、市長による委員の委嘱後最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会は、調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第 40 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 41 条 審議会の庶務は、都市整備部都市政策課において処理する。

## 第 10 章 雑則

(その他)

第 42 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 章の規定は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

景観計画提案書

年 月 日

柏崎市長 様

提案者 住所（団体にあつては、所在地）

氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

景観法第11条 第1項 の規定により、関係図書を添付して、次のとおり景観計画の  
第2項

策定 変更 を提案します。

計画提案区域の名称 （ 地 区 名 ）	
計画提案区域の面積	
提 案 の 理 由	

第2号様式（第3条関係）

景観計画提案同意書

景観計画提案者

住所（団体にあっては、所在地）

氏名（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

景観計画の素案の対象となる土地の区域内における、私が権利を有する次の土地については、景観法第11条第3項の規定による提案に同意します。

土地の所在	地目	地積	権利の種類	同意年月日	権利者の住所氏名	同意印	摘要
		m <sup>2</sup>					
		m <sup>2</sup>					
		m <sup>2</sup>					
		m <sup>2</sup>					
		m <sup>2</sup>					
		m <sup>2</sup>					
		m <sup>2</sup>					
		m <sup>2</sup>					

備考

- 1 同意しなかった権利者については、同意年月日の欄に不同意と記入すること。
- 2 権利の種類欄には、所有権、賃貸権、抵当権その他の権利を記入すること。
- 3 当該権利に係る土地が共有の場合には、摘要の欄にその旨を記入すること。
- 4 別紙で同意を取った場合には、同意印の欄に「別紙」と記入すること。

第3号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

柏崎市長 印

景観計画提案不採用通知書

年 月 日付けで提出のあった景観計画の提案について、当該提案を踏まえた景観計画の策定等をしないこととなりましたので、景観法第14条第1項の規定により、次のとおり通知します。

計画提案区域の名称 ( 地 区 名 )	
景観計画の策定等を し ない 理 由	

第4号様式（第5条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

柏崎市長 様

届出者 住所（法人にあっては、所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり届け出ます。

行為の種類	建築物の建築等	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更）		
	工作物の建設等	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更）		
	その他	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積		
行為の場所	柏崎市			
着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
設計者	住所（所在地）			
	氏名（名称・代表者氏名）		電話番号	
施工者	住所（所在地）			
	氏名（名称・代表者氏名）		電話番号	
新潟県柏崎市景観条例第14条第1項の規定による事前協議			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
添付書類	<input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 各面の着色立面図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 設計図又は施行方法を示す図面 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 景観チェックリスト <input type="checkbox"/> その他（ ）			

処理欄（以下の欄には、記入しないでください。）

受付欄		備考欄	
受付年月日	年 月 日		
受付番号	第 号		

注意事項 該当する□にレ印を記入してください。



(裏)

設計又は 施行方法	建築物の概要	区 分	届出部分	既存部分	合 計			
		敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		外観の変更面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		最高の高さ	m	m	階 数	地上 階	地下 階	
		用 途				構 造		
		仕 上 げ (材料・方法)	屋 根			基 調 色	屋 根	
			外 壁			(マンセル値)	外 壁	
		屋上設置の建築設備				強調色 (マンセル値)		
	工作物の概要	区 分	届出部分	既存部分	合 計			
		敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		築造面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		外観の変更面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		最高の高さ	m	m	構 造			
		種 類			基調色 (マンセル値)			
		仕 上 げ			強調色 (マンセル値)			
	附属建築物、 設備等の種類	付 属 設 備	<input type="checkbox"/> 高架水槽 <input type="checkbox"/> 冷却塔 <input type="checkbox"/> 排気塔 <input type="checkbox"/> アンテナ <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 屋外階段 <input type="checkbox"/> 屋外広告物 <input type="checkbox"/> エレベーター機械室 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
		外 構 ・ 植 栽	<input type="checkbox"/> 擁壁 <input type="checkbox"/> 門 <input type="checkbox"/> 塀 <input type="checkbox"/> 垣 <input type="checkbox"/> 柵 <input type="checkbox"/> 植栽 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
		付 属 建 築 物	<input type="checkbox"/> 車庫 <input type="checkbox"/> 駐輪場 <input type="checkbox"/> 物置 <input type="checkbox"/> ごみ置場 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
開 発 行 為	区域の面積	m <sup>2</sup>	建築物の用途					
	法面・擁壁の 高 さ	m	法面の処理・ 擁壁の仕上げ					
土地の形質の 変 更	土地の面積	m <sup>2</sup>	法 面 の 高 さ	m				
屋外における 物 件 の 堆 積	種 類	<input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> その他 ( )						
	堆積の面積	m <sup>2</sup>	堆 積 の 高 さ	m				
景観形成のために 特に配慮した事項等								

注意事項 該当する□にレ印を記入してください。

第5号様式（第5条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

柏崎市長 様

届出者 住所（法人にあっては、所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

景観法第16条第2項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり届け出ます。

変更する届出の 届出年月日		年 月 日		
行為の場所		柏崎市		
又 変 は 更  施 す 工 る 方 設 計 法 計	変更事項			
	変更 内容	変更前		
		変更後		
変更の理由				
変更部分に係る 行為の着手予定日		年 月 日	変更部分に係る 行為の完了予定日	年 月 日
設計者	住所 (所在地)			
	氏名 (名称・代表者氏名)		電話番号	

処理欄（以下の欄には、記入しないでください。）

受付欄		備考欄	
受付年月日	年 月 日		
受付番号	第 号		

第6号様式（その1）（第5条関係）

（表）

景観チェックリスト（景観計画区域のうち景観形成重点地区以外の区域）			
対象事項	景観形成基準	チェック欄	
建築物	高さの 最高限度	原則13m以下とする（公益上又は機能上必要な場合を除く。）。	
		周辺の建物との連続性や眺望を妨げないように配慮する。	
	壁面の位置 の制限	周辺の建物の壁面位置やまち並みの連続性に配慮する。	
	建築物 の形態	周辺との調和に配慮する。	
		屋根形態は、周辺の建物との連続性に配慮する。	
	屋根・外壁の 素材・色彩	光沢の強い材料の使用は、避ける。	
		基調色には、推奨色を使用するように努めるとともに、禁止色を使用しない（柏崎市景観計画の色彩基準を参照すること。）。	
	その他意匠	建築物全体が統一感のある意匠になるように配慮する。	
	建築設備	道路等の公共の場所から見えにくい位置に設置するように努める。	
		公共の場所から見える場合は、植栽や目隠しなどで修景に努める。	
		太陽光発電設備や融雪設備を設置する場合は、設置位置などに配慮し、建物と一体的に見える形態のものを使用する。	
	外構・植栽	敷地内の緑化や植栽に努める。	
ゆとりと潤いのある空間の創出に努める。			

注意事項 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、該当しない場合は「－」をチェック欄に記入してください。

(裏)

景観チェックリスト（景観計画区域のうち景観形成重点地区以外の区域）			
対象事項	景観形成基準	チェック欄	
工 作 物	形 態 意 匠	周囲に突出感や違和感を与えないよう、高さや配置に配慮する。	
		周辺との調和に配慮する。	
		電柱や電線類は、景観に配慮した整理統合を図るとともに、設置する場合は、極力目立たないように努める。	
	門・塀・柵	設置する場合には、周辺との調和に配慮する。	
	植 栽	周囲に圧迫感や威圧感を与えないように配慮し、敷地内の植栽に努める。	
	色 彩	光沢の強い材料の使用は、避ける。	
基調色には、推奨色を使用するように努めるとともに、禁止色を使用しない（柏崎市景観計画の色彩基準を参照すること）。			
開 発 行 為	切土、盛土は、必要最小限とし、法面や擁壁が生じる場合には、周囲に与える圧迫感や違和感を軽減するように努める。		
	法面緑化や擁壁の前部緑化に努める。		
土 地 の 形 質 の 変 更	切土、盛土は、必要最小限とし、法面や擁壁が生じる場合には、周囲に与える圧迫感や違和感を軽減するように努める。		
	法面緑化や擁壁の前部緑化に努める。		
屋 外 に お け る 物 件 の 堆 積	堆積規模は、必要最小限とし、高さはできる限り低く抑え、かつ、整然と積む。		
	道路等の公共の場所からの見え方に配慮し、周囲の緑化や柵・塀等による遮蔽に努める。		
	柵や塀等の形態意匠、色彩、素材等は、周辺との調和に配慮する。		

注意事項 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。

第6号様式（その2）（第5条関係）

（表）

景観チェックリスト（景観形成重点地区（椎谷地区））			
対象事項	景観形成基準	チェック欄	
建築物	高さの 最高限度	2階建て以下とする。	
		原則10m以下とする（公益上又は機能上必要な場合を除く。）。 周辺の建物との連続性や眺望を妨げないように配慮する。	
		周辺の建物の壁面位置やまち並みの連続性に配慮する。	
	壁面の位置 の制限	周辺の建物と調和し、全体的にまとまりのある形態とする。 北国街道沿いでは、切り妻造り・妻入りの屋根形態を基本とする。 それ以外の地区では、勾配屋根を基本とし、歴史的まち並み景観と調和するように配慮する。 開口部は、ドア式の使用を極力避け、周辺と調和する素材・色彩を使用するように努める。	
	屋根の 素材・色彩	歴史的まち並み景観と調和するように、できる限り屋根は、和瓦葺、黒系の色彩を使用する。 光沢の強い材料の使用は、避ける。	
		歴史的まち並み景観と調和するように、できる限り落ち着いた色彩を使用する。 下見板を始めとする自然素材を使用するように努める。 光沢の強い材料の使用は、避ける。	
	外壁の 素材・色彩	基調色には、推奨色を使用するように努めるとともに、禁止色を使用しない（柏崎市景観計画の色彩基準を参照すること。）。 建築物全体が統一感のある意匠になるように配慮する。	
		できる限り道路等の公共の場所から見えにくい位置へ設置する。 公共の場所から見える場合は、自然素材を用いた目隠しなどで修景に努める。 太陽光発電設備や融雪設備を設置する場合は、設置位置などに配慮し、建物と一体的に見える形態のものを使用する。	
	色彩基準	敷地内の緑化や植栽に努める。 ゆとりと潤いのある空間の創出に努める。	
	その他意匠		
	建築設備		
	外構・植栽		

注意事項 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。

(裏)

景観チェックリスト（景観形成重点地区（椎谷地区））			
対象事項	景観形成基準	チェック欄	
工 作 物	形 態 意 匠	原則高さ10m以下とする（公益上又は機能上必要な場合を除く。）。	
		設置する場合には、周辺との調和に配慮する。	
		電柱や電線類は、景観に配慮した整理統合を図るとともに、設置する場合は、極力目立たないように努める。	
		全体として統一感のある歴史的まち並み景観の形成に配慮する。	
	門・塀・柵	木製や竹製の伝統的カザテの設置に努める。	
		設置する場合には、周辺との調和に配慮し、木材等の自然素材を使用するように努める。	
	植 栽	周囲に圧迫感や威圧感を与えないように配慮し、敷地内の植栽に努める。	
	色 彩	光沢の強い材料の使用は、避ける。	
		基調色には、推奨色を使用するように努めるとともに、禁止色を使用しない（柏崎市景観計画の色彩基準を参照すること。）。	
	開 発 行 為	切土、盛土は、必要最小限とし、法面や擁壁が生じる場合には、周囲に与える圧迫感や違和感を軽減するように努める。	
法面緑化や擁壁の前部緑化に努める。			
土 地 の 形 質 の 変 更	切土、盛土は、必要最小限とし、法面や擁壁が生じる場合には、周囲に与える圧迫感や違和感を軽減するように努める。		
	法面緑化や擁壁の前部緑化に努める。		
屋 外 に お け る 物 件 の 堆 積	堆積規模は、必要最小限とし、高さはできる限り低く抑え、かつ、整然と積む。		
	道路等の公共の場所からの見え方に配慮し、周囲の緑化や柵・塀等による遮蔽に努める。		
	柵や塀等の形態意匠、色彩、素材等は、周辺との調和に配慮する。		

注意事項 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、該当しない場合は「－」をチェック欄に記入してください。

第6号様式（その3）（第5条関係）

（表）

景観チェックリスト（景観形成重点地区（荻ノ島地区））			
対象事項	景観形成基準	チェック欄	
建築物	高さの 最高限度	2階建て以下とする。	
		原則10m以下とする（公益上又は機能上必要な場合を除く。）。	
		周辺の建物との連続性や眺望を妨げないように配慮する。	
	壁面の位置 の制限	農地との関わりを重視し、周辺との調和に配慮する。	
	建築物 の形態	勾配屋根を基本とし、農村集落景観と調和するように配慮する。	
		開口部は、ドア式の使用を極力避け、周辺に調和する素材・色彩を使用するように努める。	
		中門造りやせがみ造りなど、集落の伝統的な意匠を継承するように努める。	
	屋根の 素材・色彩	茅葺又は金属板葺・和瓦葺を推奨する。	
		農村集落景観と調和するように、黒・茶・赤系の色彩を使用する。	
		光沢の強い材料の使用は、避ける。	
	外壁の 素材・色彩	農村集落景観と調和するように、できる限り落ち着いた色彩を使用する。	
		下見板を始めとする自然素材を使用するように努める。	
		光沢の強い材料の使用は、避ける。	
	色彩基準	基調色には、推奨色を使用するように努めるとともに、禁止色を使用しない（柏崎市景観計画の色彩基準を参照すること。）。	
	その他意匠	建築物全体が統一感のある意匠になるように配慮する。	
	建築設備	できる限り道路等の公共の場所から見えにくい位置へ設置する。	
		公共の場所から見える場合は、自然素材を用いた目隠しなどで修景に努める。	
		太陽光発電設備や融雪設備を設置する場合は、設置位置などに配慮し、建物と一体的に見える形態のものを使用する。	
	外構・植栽	敷地内の緑化や植栽に努める。	
		ゆとりと潤いのある空間の創出に努める。	

注意事項 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。

(裏)

景観チェックリスト（景観形成重点地区（荻ノ島地区））			
対象事項	景観形成基準	チェック欄	
工 作 物	形態意匠	原則高さ10m以下とする（公益上又は機能上必要な場合を除く。）。	
		設置する場合には、周辺との調和に配慮する。	
		電柱や電線類は、景観に配慮した整理統合を図るとともに、設置する場合は、極力目立たないように努める。	
		全体として統一感のある農村集落景観の形成に配慮する。	
	門・塀・柵	設置する場合には、周辺との調和に配慮し、木材等の自然素材を使用するように努める。	
	植栽	周囲に圧迫感や威圧感を与えないように配慮し、敷地内の植栽に努める。	
	色彩	光沢の強い材料の使用は、避ける。	
基調色には、推奨色を使用するように努めるとともに、禁止色を使用しない（柏崎市景観計画の色彩基準を参照すること。）。			
開 発 行 為	切土、盛土は、必要最小限とし、法面や擁壁が生じる場合には、周囲に与える圧迫感や違和感を軽減するように努める。		
	法面緑化や擁壁の前部緑化に努める。		
土 地 の 形 質 の 変 更	切土、盛土は、必要最小限とし、法面や擁壁が生じる場合には、周囲に与える圧迫感や違和感を軽減するように努める。		
	法面緑化や擁壁の前部緑化に努める。		
屋 外 に お け る 物 件 の 堆 積	堆積規模は、必要最小限とし、高さはできる限り低く抑え、かつ、整然と積む。		
	道路等の公共の場所からの見え方に配慮し、周囲の緑化や柵・塀等による遮蔽に努める。		
	柵や塀等の形態意匠、色彩、素材等は、周辺との調和に配慮する。		

注意事項 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。



第7号様式（第6条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の事前協議書

年 月 日

柏崎市長 様

協議者 住所（法人にあっては、所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

新潟県柏崎市景観条例第14条第1項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり協議を申し出ます。

行為の種類	建築物の建築等	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更）		
	工作物の建設等	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更）		
	その他	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積		
行為の場所		柏崎市		
着手予定日		年 月 日	完了予定日	年 月 日
設計者	住所（所在地）			
	氏名（名称・代表者氏名）		電話番号	
施工者	住所（所在地）			
	氏名（名称・代表者氏名）		電話番号	
柏崎市景観アドバイザーによる指導・助言		<input type="checkbox"/> 希望する。 <input type="checkbox"/> 希望しない。		
添付書類		<input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 各面の着色立面図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 設計図又は施行方法を示す図面 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 景観チェックリスト <input type="checkbox"/> その他（ ）		

処理欄（以下の欄には、記入しないでください。）

受付欄		備考欄	
受付年月日	年 月 日		
受付番号	第 号		

注意事項 該当するにレ印を記入してください。

(裏)

設計又は施行方法	建築物の概要	区 分	届出部分	既存部分	合 計			
		敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		外観の変更面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		最高の高さ	m	m	階 数	地上 階	地下 階	
		用 途				構 造		
		仕 上 げ (材料・方法)	屋 根			基 調 色	屋 根	
			外 壁			(マンセル値)	外 壁	
		屋上設置の建築設備				強調色 (マンセル値)		
	工作物の概要	区 分	届出部分	既存部分	合 計			
		敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		築造面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		外観の変更面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		最高の高さ	m	m	構 造			
		種 類			基調色 (マンセル値)			
		仕 上 げ			強調色 (マンセル値)			
	附属建築物、 設備等の種類	付 属 設 備	<input type="checkbox"/> 高架水槽 <input type="checkbox"/> 冷却塔 <input type="checkbox"/> 排気塔 <input type="checkbox"/> アンテナ <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 屋外階段 <input type="checkbox"/> 屋外広告物 <input type="checkbox"/> エレベーター機械室 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
		外 構 ・ 植 栽	<input type="checkbox"/> 擁壁 <input type="checkbox"/> 門 <input type="checkbox"/> 塀 <input type="checkbox"/> 垣 <input type="checkbox"/> 柵 <input type="checkbox"/> 植栽 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
		付 属 建 築 物	<input type="checkbox"/> 車庫 <input type="checkbox"/> 駐輪場 <input type="checkbox"/> 物置 <input type="checkbox"/> ごみ置場 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
開 発 行 為	区域の面積	m <sup>2</sup>	建築物の用途					
	法面・擁壁の 高 さ	m	法面の処理・ 擁壁の仕上げ					
土地の形質の 変 更	土地の面積	m <sup>2</sup>	法 面 の 高 さ	m				
屋外における 物 件 の 堆 積	種 類	<input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> その他 ( )						
	堆積の面積	m <sup>2</sup>	堆 積 の 高 さ	m				
景観形成のために 特に配慮した事項等								

注意事項 該当する□にレ印を記入してください。

第 号  
年 月 日

様

柏崎市長

印

事前協議結果通知書

年 月 日付けで事前協議のあった行為について、新潟県柏崎市景観条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり結果を通知します。

行為の場所	柏崎市
行為の種類	
事前協議の結果	

第 号  
年 月 日

様

柏崎市長 印

勧告書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為の制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第3項の規定により、次の措置をとることを勧告します。

なお、この勧告に従わない場合は、新潟県柏崎市景観条例第19条の規定により、当該勧告の内容及び氏名又は名称を公表する場合があります。

勧告の対象となる行為	
勧告の理由	
措置の内容	
履行期限	年 月 日

第 号  
年 月 日

様

柏崎市長

印

氏名等公表通知書

年 月 日付け第 号により、景観法第16条第3項の規定に基づく勧告を行いましたが、正当な理由なくその勧告に従わないため、新潟県柏崎市景観条例第19条の規定により、次のとおりその旨を公表します。

公表する内容	
公表の方法	
公表する理由	

第11号様式（第9条関係）

（表）

第 号  
年 月 日

様

柏崎市長 印

変更等命令書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないと認められるので、景観法第17条第1項の規定により、次の措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第102条第1号の規定により、50万円以下の罰金に処されることがあります。

変更等命令の対象 となる行為	
変更等命令の理由	
措置の内容	
履行期限	年 月 日

(裏)

付 記

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、柏崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、柏崎市を被告として（訴訟において柏崎市を代表するものは、柏崎市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（表）

第 号  
年 月 日

様

柏崎市長

印

原状回復等命令書

年 月 日付け第 号により通知した変更等命令に係る行為については、景観法第17条第5項の規定により、次の原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第101条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

原状回復等命令の対象 と な る 行 為	
原状回復等命令の理由	
措 置 の 内 容	
履 行 期 限	年 月 日



(裏)

付 記

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、柏崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、柏崎市を被告として（訴訟において柏崎市を代表するものは、柏崎市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第13号様式（第11条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

柏崎市長 様

通知者

印

（担当部署）

（担当者名）

電話番号

景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり通知します。

行為の種類	建築物の建築等	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更）		
	工作物の建設等	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更）		
	その他	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積		
行為の場所		柏崎市		
着手予定日		年 月 日	完了予定日	年 月 日
設計者	住所（所在地）			
	氏名（名称・代表者氏名）		電話番号	
施工者	住所（所在地）			
	氏名（名称・代表者氏名）		電話番号	
添付書類		<input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 各面の着色立面図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 設計図又は施行方法を示す図面 <input type="checkbox"/> 景観チェックリスト <input type="checkbox"/> その他（ ）		

処理欄（以下の欄には、記入しないでください。）

受付欄		備考欄	
受付年月日	年 月 日		
受付番号	第 号		

注意事項 該当する□にレ印を記入してください。

(裏)

設計又は 施行方法	建築物の概要	区 分	届出部分	既存部分	合 計			
		敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		外観の変更面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		最高の高さ	m	m	階 数	地上 階	地下 階	
		用 途				構 造		
		仕 上 げ (材料・方法)	屋 根			基 調 色	屋 根	
			外 壁			(マンセル値)	外 壁	
		屋上設置の建築設備				強調色 (マンセル値)		
	工作物の概要	区 分	届出部分	既存部分	合 計			
		敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		築造面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		外観の変更面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		最高の高さ	m	m	構 造			
		種 類				基調色 (マンセル値)		
		仕 上 げ				強調色 (マンセル値)		
	附属建築物、 設備等の種類	付 属 設 備	<input type="checkbox"/> 高架水槽 <input type="checkbox"/> 冷却塔 <input type="checkbox"/> 排気塔 <input type="checkbox"/> アンテナ <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 屋外階段 <input type="checkbox"/> 屋外広告物 <input type="checkbox"/> エレベーター機械室 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
		外 構 ・ 植 栽	<input type="checkbox"/> 擁壁 <input type="checkbox"/> 門 <input type="checkbox"/> 塀 <input type="checkbox"/> 垣 <input type="checkbox"/> 柵 <input type="checkbox"/> 植栽 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
		付 属 建 築 物	<input type="checkbox"/> 車庫 <input type="checkbox"/> 駐輪場 <input type="checkbox"/> 物置 <input type="checkbox"/> ごみ置場 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
	開 発 行 為	区域の面積	m <sup>2</sup>	建築物の用途				
		法面・擁壁の 高 さ	m	法面の処理・ 擁壁の仕上げ				
	土地の形質の 変 更	土地の面積	m <sup>2</sup>	法 面 の 高 さ	m			
	屋外における 物 件 の 堆 積	種 類	<input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
		堆積の面積	m <sup>2</sup>	堆 積 の 高 さ	m			
	景観形成のために 特に配慮した事項等							

注意事項 該当する□にレ印を記入してください。

第14号様式（第12条関係）

景観計画区域内における行為の中止届出書

年 月 日

柏崎市長 様

届出者 住所（法人にあっては、所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

新潟県柏崎市景観条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

中止する行為の届出年月日	年 月 日		
行為の場所	柏崎市		
中止の理由			
着手日又は着手予定日	年 月 日	中止日	年 月 日
設計者	住所 (所在地)		
	氏名 (名称・代表者氏名)	電話番号	
施工者	住所 (所在地)		
	氏名 (名称・代表者氏名)	電話番号	

処理欄（以下の欄には、記入しないでください。）

受付欄		備考欄	
受付年月日	年 月 日		
受付番号	第 号		

第 号  
年 月 日

様

柏崎市長

印

変更等命令の期限の延長についての通知書

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第17条第4項の規定により、同条第2項に規定する期限を延長するので、次のとおり通知します。

変更等命令の 期限を延長 する届出	届出年月日	年 月 日
	受付番号	第 号
行為の場所	柏崎市	
延長前の期限	年 月 日（届出日から30日）	
延長後の期限	年 月 日（届出日から 日）	
期限延長の理由		

第16号様式（第14条関係）

変更等命令に伴う実施状況報告書

年 月 日

柏崎市長 様

報告者 住所（法人にあつては、所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

年 月 日付けで変更等命令のあつた事項について、景観法第17条第7項の規定により、実施状況を次のとおり報告します。

行為の種類	
行為の場所	柏崎市
変更等命令の内容	
措置の実施状況	

第17号様式（第15条関係）

（表）

第 号	
身分証明書	
所属部課	
職 氏名	
	年 月 日生
上記の者は、景観法第17条第6項の規定による原状回復等又は同条第7項及び新潟県柏崎市景観条例第16条第2項の規定による立入検査又は立入調査の権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日交付	
年 月 日まで有効	
柏崎市長	印

↑  
5センチメートル以上  
↓

← 8センチメートル以上 →

（裏）

景観法（抜粋）	
（変更命令等）	
第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第7項及び次条第1項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものを行おうとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第3項の規定は、適用しない。	
第2項から第4項まで 省略	
5 景観行政団体の長は、第1項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。	
6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。（以下省略）	
7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。	
第8項及び第9項 省略	
新潟県柏崎市景観条例（抜粋）	
（報告及び立入検査）	
第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、法による届出をしようとする者又はした者に対し、必要な報告をさせることができる。	
2 市長は、職員に、前項の報告の対象となる土地に立ち入り、必要な検査又は調査をさせることができる。	
第3項及び第4項 省略	

第 号  
年 月 日

様

柏崎市長

印

行為の着手を制限する期間の短縮についての通知書

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第18条第2項の規定により、行為の着手を制限する期間を短縮するので、次のとおり通知します。

なお、行為の着手に当たっては、指導助言事項に配慮してください。

行為の着手を 制限する期間を 短縮する届出	届出年月日	年 月 日
	受付番号	第 号
行為の場所	柏崎市	
短縮前の制限期間	届出日から 年 月 日まで	
短縮後の制限期間	届出日から 年 月 日まで	
指導助言事項		



第19号様式（第17条関係）

景観重要建造物又は景観重要樹木指定提案書

年 月 日

柏崎市長 様

提案者 住所（法人にあつては、所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

景観法 第20条第1項又は第2項 の規定により、 景観重要建造物 の指定について、関係  
第29条第1項又は第2項 景観重要樹木  
図書を添付して、次のとおり提案します。

建 造 物 の 名 称 又 は 樹 木 の 樹 種	
建造物又は樹木の所在地	柏崎市
外 観 又 は 樹 容 の 特 徴	
建造物と一体となって良好な景観を形成している 土地その他の物件の範囲	
提 案 の 理 由	

第20号様式（第17条関係）

景観重要建造物又は景観重要樹木指定提案（合意・同意）書

年 月 日

提案提出者

住所（法人にあつては、所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 様

所有者 住所（法人にあつては、所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

私が所有する次の 建造物 について、景観法 第20条第1項又は第2項 の規定による  
景観重要建造物 樹 木 第29条第1項又は第2項  
景観重要樹木 の指定の提案を提出することに 合意 します。  
同意

建造物				
建造物の所在	家屋番号	種 類	床面積 (㎡)	備 考

土 地				
土地の所在	地 番	地 目	地積 (㎡)	備 考

樹 木			
樹木が存する土地の所在	地 番	樹 種	備 考

第 号  
年 月 日

様

柏崎市長 印

景観重要建造物又は景観重要樹木指定提案不採用通知書

年 月 日付けで提出のあった 景観重要建造物 又は 景観重要樹木 の指定の提案について、 景観重要建造物 又は 景観重要樹木 に指定しないこととなりましたので、景観法 第20条第3項 又は 第29条第3項 の規定により、次のとおり通知します。

建造物の名称 又は樹木の樹種	
建造物又は樹木の所在地	柏崎市
景観重要建造物又は 景観重要樹木に指定 しない理由	

第 号  
年 月 日

様

柏崎市長


印

景観重要建造物又は景観重要樹木指定通知書

次のとおり 景観重要建造物 第 2 1 条第 1 項  
景観重要樹木 に指定しますので、景観法 第 3 0 条第 1 項 の規定により通知し  
ます。

指 定 番 号	柏崎市景観重要 建造物 第 号 樹 木
指 定 年 月 日	年 月 日
建造物の名称又は樹木の樹種	
建造物又は樹木の所在地	柏崎市
所有者の住所及び氏名 (法人にあっては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)	
指定の理由となった 外観又は樹容の特徴	
建造物と一体となって 良好な景観を形成している 土地その他の物件の範囲	


第23号様式（第19条関係）

柏崎市景観重要建造物			
指 定 番 号	柏崎市景観重要建造物	第	号
建造物の名称			
指 定 年 月 日		年	月 日
この建造物は、景観法に基づき指定された景観重要建造物です。			
		柏 崎 市	

↑  
20センチメートル以上  
↓

← 25センチメートル以上 →

第24号様式（第19条関係）

柏崎市景観重要樹木			
指 定 番 号	柏崎市景観重要樹木	第	号
樹木の樹種			
指 定 年 月 日		年	月 日
この樹木は、景観法に基づき指定された景観重要樹木です。			
		柏 崎 市	

↑  
20センチメートル以上  
↓

← 25センチメートル以上 →

第25号様式（第20条関係）

景観重要建造物又は景観重要樹木現状変更許可申請書

年 月 日

柏崎市長 様

申請者 住所（法人にあっては、所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

景観重要建造物の現状変更を行いたいので、景観法第22条第1項  
 景観重要樹木の現状変更を行いたいので、景観法第31条第1項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり申請します。

指 定 番 号	柏崎市景観重要 建造物 第 号		
指 定 年 月 日	年 月 日		
建造物の名称又は樹木の樹種			
建造物又は樹木の所在地	柏崎市		
所有者の住所及び氏名 （法人にあっては、所在地並びに名称及び代表者の氏名）			
行 為 の 種 類	建造物	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更）	
	樹 木	<input type="checkbox"/> 伐採 <input type="checkbox"/> 移植	
行 為 の 場 所			
現状変更の内容及び理由			
設 計 又 は 施 行 方 法			
着 手 予 定 日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
設計者	住所（所在地）		
	氏名（名称・代表者氏名）	電話番号	
施工者	住所（所在地）		
	氏名（名称・代表者氏名）	電話番号	

注意事項 該当する□にレ印を記入してください。

第 号  
年 月 日

様

柏崎市長

印

景観重要建造物又は景観重要樹木現状変更許可書

年 月 日付けで申請のあった 景観重要建造物  
景観重要樹木 の現状変更について、次のとおり許可しま  
す。

指 定 番 号	柏崎市景観重要 建造物 樹 木 第 号
許 可 の 条 件	

第 号  
年 月 日

様

柏崎市長 印

景観重要建造物又は景観重要樹木現状変更不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった 景観重要建造物  
景観重要樹木 の現状変更について、次の理由により不許可とします。

指 定 番 号	柏崎市景観重要 建造物 樹 木	第 号
不 許 可 の 理 由		

付 記

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、柏崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、柏崎市を被告として（訴訟において柏崎市を代表するものは、柏崎市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。



景観重要建造物又は景観重要樹木現状変更協議書

年 月 日

柏崎市長 様  
協議者

印

(担当部署)

(担当者名)

電話番号

景観重要建造物の現状変更を行いたいので、景観法第22条第4項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり協議します。

指 定 番 号	柏崎市景観重要 建造物 第 号		
指 定 年 月 日	年 月 日		
建造物の名称又は樹木の樹種			
建造物又は樹木の所在地	柏崎市		
行 為 の 種 類	建造物	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更）	
	樹 木	<input type="checkbox"/> 伐採 <input type="checkbox"/> 移植	
行 為 の 場 所	柏崎市		
現状変更の内容及び理由			
設 計 又 は 施 行 方 法			
着 手 予 定 日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
設計者	住所（所在地）		
	氏名（名称・代表者氏名）	電話番号	
施工者	住所（所在地）		
	氏名（名称・代表者氏名）	電話番号	

注意事項 該当する□にレ印を記入してください。

（表）

第 号  
年 月 日

様

柏崎市長

印

景観重要建造物又は景観重要樹木原状回復命令書

景観法第23条第1項（同法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第103条第7号の規定により、30万円以下の罰金に処されることがあります。

指 定 番 号	柏崎市景観重要 建造物 樹 木 第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称 又 は 樹 木 の 樹 種	
建 造 物 又 は 樹 木 の 所 在 地	
命 令 の 理 由	
措 置 の 内 容	

(裏)

付 記

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、柏崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、柏崎市を被告として（訴訟において柏崎市を代表するものは、柏崎市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（表）

第 号  
年 月 日

様

柏崎市長

印

景観重要建造物又は景観重要樹木管理改善措置命令書

あなたが所有又は管理する 景観重要建造物 第20条  
景観重要樹木 は、新潟県柏崎市景観条例 第22条 に規定する

管理の基準に従い適切に管理されていないので、景観法 第26条  
第34条 の規定により、次の措置をとるこ  
とを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第105条の規定により、30万円以下の過料に処される  
ことがあります。

指 定 番 号	柏崎市景観重要 建造物 樹 木 第 号
措 置 命 令 の 理 由	
措 置 の 内 容	
履 行 期 限	

(裏)

付 記

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、柏崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、柏崎市を被告として（訴訟において柏崎市を代表するものは、柏崎市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号  
年 月 日

様

柏崎市長 印

景観重要建造物又は景観重要樹木管理改善勧告書

あなたが所有又は管理する 景観重要建造物 第20条  
景観重要樹木 は、新潟県柏崎市景観条例 第22条 に規定する  
管理の基準に従い適切に管理されていないので、景観法 第26条  
第34条 の規定により、次の措置をとるこ  
とを勧告します。

指 定 番 号	柏崎市景観重要 建造物 樹 木	第 号
勧 告 の 理 由		
措 置 の 内 容		
履 行 期 限		

第32号様式（第24条関係）

景観重要建造物又は景観重要樹木（滅失・損傷・枯死）届出書

年 月 日

柏崎市長 様

届出者 住所（法人にあっては、所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

景観重要建造物 滅失  
景観重要樹木 が 損傷 しましたので、新潟県柏崎市景観条例 第21条  
枯死 第23条 の規定により、関

係図書を添付して、次のとおり届け出ます。

指 定 番 号	柏崎市景観重要 建造物 第 号 樹 木
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称 又 は 樹 木 の 樹 種	
建造物又は樹木の所在地	柏崎市
所有者の住所及び氏名 （法人にあっては、所在地並 びに名称及び代表者の氏名）	
届 出 の 区 分	<input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 枯死
事 実 発 生 の 時 期	年 月 日
事 実 発 生 の 理 由	

注意事項 該当する□にレ印を記入してください。

第 号  
年 月 日

様

柏崎市長 印

景観重要建造物又は景観重要樹木指定解除通知書

次の景観重要建造物 又は 景観重要樹木 の指定を解除しますので、景観法 第27条第3項 又は 第35条第3項 の規定により通知します。

指 定 番 号	柏崎市景観重要 建造物 第 号 樹 木
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称 又 は 樹 木 の 樹 種	
建造物又は樹木の所在地	柏崎市
所有者の住所及び氏名 (法人にあっては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)	
指 定 の 解 除 の 理 由	



第34号様式（第26条関係）

景観重要建造物又は景観重要樹木所有者変更届出書

年 月 日

柏崎市長 様

届出者 住所（法人にあっては、所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

景観重要建造物  
景観重要樹木 の所有者が変わりましたので、景観法第43条の規定により、関係図書を添付して、  
次のとおり届け出ます。

指 定 番 号	柏崎市景観重要	建造物	第	号
指 定 年 月 日	年	月	日	
建 造 物 の 名 称 又 は 樹 木 の 樹 種				
建造物又は樹木の所在地	柏崎市			
所有者	変更前	住 所 (所 在 地)		
		氏 名 (名称・代表者氏名)		
	変更後	住 所 (所 在 地)		
		氏 名 (名称・代表者氏名)		
変 更 年 月 日	年	月	日	
変 更 の 理 由				

（表）

景観重要建造物又は景観重要樹木管理台帳

指 定 番 号	柏崎市景観重要 建造物 樹 木 第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称 又 は 樹 木 の 樹 種	
建造物又は樹木の所在地	柏崎市
所有者の住所及び氏名 （法人にあっては、所在地並 びに名称及び代表者の氏名）	
外 観 又 は 樹 容 の 特 徴	

公共の場所から撮影した写真

（景観重要建造物にあっては、これらと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）

(裏)

景観重要建造物又は景観重要樹木管理台帳

当該建造物・樹木に関する行政手続の履歴

年 月 日	文書番号	手続の種類	手続の概要

指定の解除 の年月日	年 月 日	指定の解除 の理由	
---------------	-------	--------------	--

景観形成団体認定申請書

年 月 日

柏崎市長 様

申請者 団体の名称

代表者の氏名

印

住所

電話番号

景観形成団体の認定を受けたいので、新潟県柏崎市景観条例第24条第3項及び同条例施行規則第28条第1項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり申請します。

団体の名称	
団体の設立年月日	年 月 日
事務所の所在地	
活動区域の名称	
主な活動内容	
活動の開始年月日	年 月 日

第 号  
年 月 日

様

柏崎市長 印

景観形成団体認定通知書

年 月 日付けで申請のあった景観形成団体の認定について、景観形成団体として認定しますので、新潟県柏崎市景観条例施行規則第28条第3項の規定により、次のとおり通知します。

団体の名称	
団体の設立年月日	年 月 日
事務所の所在地	
活動区域の名称	
認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日

第 号  
年 月 日

様

柏崎市長 印

景観形成団体不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった景観形成団体の認定について、景観形成団体として認定しないこととなりましたので、新潟県柏崎市景観条例施行規則第28条第4項の規定により、次のとおり通知します。

団体の名称	
団体の設立年月日	年 月 日
事務所の所在地	
活動区域の名称	
景観形成団体として認定しない理由	

景観形成団体変更届出書

年 月 日

柏崎市長 様

届出者 団体の名称

代表者の氏名

印

住所

電話番号

景観形成団体の認定に係る事項を変更したいので、新潟県柏崎市景観条例施行規則第30条の規定により、関係図書を添付して、次のとおり届け出ます。

団 体 の 名 称		
認 定 番 号	第 号	
認 定 年 月 日	年 月 日	
変 更 内 容	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
	変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由		

第 号  
年 月 日

様

柏崎市長 印

景観形成団体認定取消通知書

新潟県柏崎市景観条例第24条第4項の規定により、景観形成団体の認定を取り消しますの  
で、同条例施行規則第31条の規定により、次のとおり通知します。

団体の名称	
認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日
団体の設立年月日	年 月 日
事務所の所在地	
活動区域の名称	
取消年月日	年 月 日
取消しの理由	



景観協定認可申請書

年 月 日

柏崎市長 様

申請者 住所（団体にあつては、所在地）

氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

景観協定の認可を受けたいので、景観法 第81条第4項 の規定により、関係図書を添付  
第90条第1項  
して、次のとおり申請します。

景観協定の名称	
景観協定の区域	
景観協定の区域の面積	m <sup>2</sup>
景観協定の締結者数	人
景観協定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
景観協定の内容	

景観協定合意書

景観協定認可申請者

住所（団体にあつては、所在地）

氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

景観協定の対象となる土地の区域内における、私が権利を有する次の土地については、景観法第81条第4項の規定による景観協定の認可の申請に合意します。

土地の所在	地目	地積	権利の種類	同意年月日	権利者の住所氏名	同意印	摘要
		m <sup>2</sup>					
		m <sup>2</sup>					
		m <sup>2</sup>					
		m <sup>2</sup>					
		m <sup>2</sup>					
		m <sup>2</sup>					
		m <sup>2</sup>					
		m <sup>2</sup>					

備考

- 1 同意しなかった権利者については、同意年月日の欄に不同意と記入すること。
- 2 権利の種類欄には、所有権、賃貸権、抵当権その他の権利を記入すること。
- 3 当該権利に係る土地が共有の場合には、摘要の欄にその旨を記入すること。
- 4 別紙で同意を取った場合には、同意印の欄に「別紙」と記入すること。

第43号様式（第33条関係）

景観協定変更認可申請書

年 月 日

柏崎市長 様

申請者 住所（団体にあつては、所在地）

氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

景観協定の変更の認可を受けたいので、景観法第84条第1項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり申請します。

景観協定の名称		
認可番号		第 号
認可年月日		年 月 日
変更の内容	変更前	
	変更後	
景観協定の締結者数		人
景観協定の有効期間		年 月 日から 年 月 日まで
変更の理由		

第44号様式（第34条関係）

景観協定廃止認可申請書

年 月 日

柏崎市長 様

申請者 住所（団体にあつては、所在地）

氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

景観協定の廃止の認可を受けたいので、景観法第88条第1項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり申請します。

景観協定の名称		
認可番号	第	号
認可年月日	年	月 日
景観協定区域内の土地所有者等の人数	人	
廃止合意の人数及び割合	人	%
廃止の理由		

景観整備機構指定申請書

年 月 日

柏崎市長 様

申請者 団体の所在地

団体の名称及び代表者の氏名

印

電話番号

景観整備機構の指定を受けたいので、景観法第 9 2 条第 1 項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり申請します。

法人の種別	<input type="checkbox"/> 一般社団法人 <input type="checkbox"/> 一般財団法人 <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人	
指定後の予定業務	景観法第 9 3 条	
	<input type="checkbox"/> 第 1 号	良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
	<input type="checkbox"/> 第 2 号	管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
	<input type="checkbox"/> 第 3 号	景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
	<input type="checkbox"/> 第 4 号	第 3 号の事業に有効に利用できる土地で、政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
	<input type="checkbox"/> 第 5 号	景観法第 5 5 条第 2 項第 1 号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
	<input type="checkbox"/> 第 6 号	良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
	<input type="checkbox"/> 第 7 号	第 1 号から第 6 号までに掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。 業務の内容 ( )

注意事項 該当する□にレ印を記入してください。

第46号様式（第36条関係）

景観整備機構の名称等変更届出書

年 月 日

柏崎市長 様

届出者 団体の所在地

団体の名称及び代表者の氏名

印

電話番号

景観整備機構の名称等を変更したいので、景観法第92条第3項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地
変 更 の 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 の 理 由	

注意事項 該当する□にレ印を記入してください。